武蔵村山市教育大綱·第四次教育振興 基本計画策定支援業務委託仕様書

> 令和6年12月 教育部教育総務課

1 委託件名

武蔵村山市教育大綱·第四次教育振興基本計画策定支援業務

2 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

4 目的

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「教育大綱」という。)及び武蔵村山市第三次教育振興基本計画(以下「現計画」という。)の計画期間が令和8年度をもって満了することから、教育目標等を踏まえ、武蔵村山市における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに教育大綱及び武蔵村山市第四次教育振興基本計画(以下「新計画」という。)を策定することを目的とする。

なお、国の第4期教育振興基本計画及び東京都の教育ビジョン(第5次)を勘案し、武蔵村 山市第五次長期総合計画との整合を図るものとする。

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) アンケート調査の実施(現状把握、基礎データ整理分析)

本業務の受託者(以下「乙」という。)は、教育大綱・新計画策定に向けた基礎資料として活用するため、教育に関するアンケート調査を実施(発送、集計、分析を含む。)する。

ア 調査対象者、標本数、調査票発送等

調査区分	調査対象者	標本数	調査票の発送及び回収
小学生調査	公立学校に通う小学4年生・6 年生(特支学級含む)(本人)	約1,200人	WEB フォームによる
中学生調査	公立学校に通う中学2年生(特 支学級含む)(本人)	約600人	調査・回答
青少年調査	市内在住の平成15年4月2 日~平成22年4月1日生まれの方(16歳~22歳)	2,000 人	ハガキ案内 WEB フォームによる 調査・回答
保護者調査	小学校児童世帯が属する世帯 中学校児童世帯が属する世帯	1,000 人	WEB フォームによる 調査・回答
教職員調査	市立学校に勤務する教職員	約370人	 神鱼•凹合

- イ 委託者と協議の上で調査票を作成する。小学生・中学生・青少年調査に当たっては「子 ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえた適切な質問事項となるよ う検証するとともに、回収率を高める工夫を行う。
- ウ 小学生・中学生調査は、一人1台端末を、教職員調査は校務系端末を活用したインターネット回答を原則とする。
- エ 青少年調査は、調査協力の案内状 (ハガキ) を送付し、インターネット (パソコン、スマートフォン等) による回答を原則とする。
- オ 保護者調査は、市が導入している校務支援システムの保護者連絡用アプリを活用したインターネット (パソコン、スマートフォン等) による回答を原則とする。
- カ 基礎資料としてより効果が見込めると判断した場合は、甲と協議の上、標本数並びに調 査票の発送及び回収方法を変更することができる。
- キ 調査に要する郵送料は受託者の負担とする。アンケート発送用の宛名ラベル用シールは 委託者が全て用意する。
- ク 調査の集計は単純集計と併せて、必要な項目についてはクロス集計を行う。また、自由 意見のリスト化も行う。これらの集計結果をグラフ等を用いて市民が理解しやすく分かり やすくなるよう工夫・表現するとともに、分析を行い、調査報告書を作成する。

【役割分担表】	委託者	受託者
依頼文及び調査項目の作成		○ (委託者と協議の上)
依頼文の印刷		0
宛名シールの作成	0	
宛名シールの貼付		0
郵送料の支払い		0
発送		0
集計·分析作業		0

ケ 調査時期は令和7年7月下旬頃とし、同年11月頃に調査報告書を作成できるよう、作業効率を考えスケジュール等を市へ提案し、説明する。

(2) 教育大綱・新計画の素案の作成

ア概要

乙は、現計画を踏まえるとともに、国、都、先進自治体の教育関連計画の動向に注視し、 新計画に関係する他の計画との整合性を検討の上、教育大綱・新計画の素案を作成する。 なお、現計画の基本理念、体系等をはじめとする基本的な考え方、具体的な内容等については、時代の進展及び社会環境の変化並びに市民の意見を踏まえた上で、素案作成の中で見直しを図るものとする。

イ工程

素案作成業務は、「(4) 各種会議等の運営支援」に掲げる武蔵村山市教育大綱・第四次

教育振興基本計画策定懇談会をはじめとする各種会議の進捗に合わせ、順次完成させる。

(3) 教育大綱・新計画の原案の作成

乙は、教育大綱・新計画の素案について「(5) 各種会議等の運営支援」に掲げる各種会議等において検討、審議及び決定を経た内容についてその修正を行い、以下の原案を作成する。

なお、原案(その3及びその4に限る。)の作成に当たっては、子どもから大人まで、 市民に分かりやすく、見やすい計画書となるよう工夫を凝らすこと。

ア 原案 (その1)

武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画策定懇談会から市長への提言書

イ 原案 (その2)

武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画策定懇談会から教育委員会への提言書

イ 原案 (その3)

武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画策定委員会から市長に対する報告書

ウ 原案 (その4)

武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画策定委員会から教育委員会に対する報告書

(4) 各種会議等の運営支援

教育大綱・新計画の策定に関する検討、審議及び決定は、アに掲げる各種会議等が行う ものとし、その運営支援についてはイ及びウに掲げるとおりとする。

ア 各種会議等の開催

	名 称	所掌事務	委員の人数	会議の開催回数
外部組織	武蔵村山市教育 大綱·教育振興基 本計画策定懇談 会	教育大綱及び新 計画の策定に向 けて提言を行 う。	12人程度	令和7年度:2回程度 令和8年度:4回程度
内部組織	武蔵村山市教育大綱策定委員会	教育大綱の原案を策定する。	18人程度	令和7年度:2回程度 令和8年度:1回程度

名 称	所掌事務	委員の人数	会議の開催回数
武蔵村山市教育 振興基本計画策 定委員会	新計画の原案を策定する。	17人程度	
武蔵村山市教育 振興基本計画策 定委員会学校教育部会	新計画の素案を 策定する。	8人程度	令和7年度:各1回程度 令和8年度:各2回程度
武蔵村山市教育 振興基本計画策 定委員会生涯学 習部会	新計画の素案を 策定する。	7人程度	

- ※ 各種会議等の開催回数については、審議の状況により、変更する可能性があるが、当初の委託金額の中で対応することとする。
- ※ 外部組織の委員謝礼は甲の負担とし、委託経費に含めない。

イ 各種会議等への出席等

- ① 乙は、甲の補助として、甲の指示する全ての会議に出席する。なお、内部組織に係る 会議については、甲と協議の上、WEB会議等による出席又は会議の録画データの視聴に よる会議内容の把握をもって出席に替えることとする。
- ② 乙は、会議運営に必要な資料等を、甲と事前調整を経た上で、委員に事前に配布できるように、原則、会議開催日の5営業日前までに、甲に電子データで提供する。
- ③ 乙は、会議の進行方法及び実施内容について、議論の活性化を図るため、創意工夫を 凝らすものとし、会議において説明又は意見を求められたときは、適宜対応する。

ウ 会議録の作成

乙は、甲に出席を指示された各種会議等の会議録を、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第10条の規定に基づき作成し、会議開催後7日以内に、甲に電子データで提出する。ただし、次回の会議が、前回の会議開催後7日以内に開催される場合は、その2日前までに提出する。

6 成果品の内容及び納期限

乙が業務に係る成果品として納品するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成果品 アンケート調査結果報告書(速報版)(A4版、15頁程度、簡易製本、30部)納期限 令和7年9月30日
- (2) 成果品 アンケート調査結果報告書

(A4版、150頁程度、巻き製本、100部)

納期限 令和7年11月30日

(3) 成果品 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会から市長への提言書 (A4版、10頁程度、簡易製本、30部)

納期限 令和8年3月31日 ただし、会議の進捗によっては、この限りではない。

(4) 成果品 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会から教育委員会への提言書 (A4版、10頁程度、簡易製本、30部)

納期限 令和8年9月30日 ただし、会議の進捗によっては、この限りではない。

(5) 成果品 武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画 (デザイン含む、A4版、約130頁程度、表紙カラー、コート紙くるみ製本(中 扉:色上質再生紙)、250部)

納期限 令和9年3月31日

(6) 成果品 武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画 (概要版) (デザイン含む、A4版、約8頁程度、フルカラー、コート紙中綴じ製本、25 0部)

納期限 令和9年3月31日

(7) 成果品 武蔵村山市教育大綱・第四次教育振興基本計画(やさしい版) (デザイン含む、A4版、約15頁程度、フルカラー、コート紙中綴じ製本、5 00部)

納期限 令和9年3月31日

(8) 上記に係るデータ(ワード・エクセル・JPEG等で保存したものとPDFで保存した電子データ)一式

7 留意事項

(1) 人員配置等

ア 乙は、業務に当たり、行政及び学校教育・生涯学習分野に精通し、かつ、令和2年度から提案書提出期限日現在において、この計画と同様の計画の策定を2回以上経験したことのある職員を主任技術者とし、専任で当たらせるとともに、乙の窓口として甲と直接調整

を行う。

- イ 乙は業務の実施に当たり、上記主任技術者を含め必ず2名以上の人員体制で臨むことと する。主任技術者が不在の折でも、緊急の資料作成等、対応が図れるよう職員体制を整え るものとする。
- ウ 甲は、乙の選任する職員に問題等があるときは、担当する職員の変更を要求できるもの とし、乙はこれに応じるものとする。

(2) 貸与資料等

- ア 本業務の履行に必要な資料収集は、原則的に乙が行うものであるが、甲が保有する調査 資料、文献等で業務に必要なものは乙に貸与する。
- イ 乙は貸与資料等の受け渡し時に借用書を提出し、所在を明らかにするとともに、資料の 汚損及び亡失等のないよう厳重に管理する。また、本業務終了後は速やかに返納する。

(3) 計画書の提出等

乙は、業務の着手前に、各工程の細部計画を立案し、実施工程表を作成するとともに、主 任技術者届及び着手届を提出し、甲の承認を受けるものとする。

乙は、業務が終了したときは、完了届を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(4) 業務の連絡及び報告

甲及び乙は、業務についての連絡及び報告を必要に応じて書面により十分に行い、進め方について甲と打合せの上、円滑に進める。

(5) 成果品の管理及び帰属

業務の成果品は甲に帰属するものとし、乙は、甲の承認を受けずにこれを公表、譲渡、貸 与又は使用しないものとする。

(6) 修正

乙は、乙の過失による不良があったときは、完了届に対する甲の承認を受けた後であって も、乙の責任において、甲の指示により速やかに修正を行う。この場合において、これに要 する費用は、全て乙の負担とする。

(7) 委託料の支払

乙は、各年度の業務完了後、成果品の検査を受け、これに合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。甲は、請求があった日から30日以内に、委託料を支払うものとする。

なお、各年度の業務の完了は、上記6の成果品を納入したときとする。

(8) 個人情報の保護

本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報を処理する業務の委託に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(9) 守秘義務

受託者は本業務の履行に際して知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。このことは、本業務終了後も同様とする。

(10) 再委託の禁止

受託者は、業務の処理を他人に委託又は請け負わせてはならない。

(11) 費用負担

この仕様書において乙の業務としたものに係る経費は、全て乙の負担とする。

(12) 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

アディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に 関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努め ること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(13) 疑義

業務の遂行に関し、この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙の協議の上、解決するものとする。

(14) 問合せ先

住 所: 〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市教育部教育総務課教育政策係 濱谷、牧瀬

電 話:042-565-1111 (内線424)

FAX: 042-566-4490

メール: kyoiku-propo@city. musashimurayama. lg. jp